

久留米市住宅リフォーム助成事業補助金交付申請の流れ

交付申請

受付・審査

※ 4 週間程度

【交付申請に必要な書類】

- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 申請者の市税の滞納がないことの証明書
- 補助対象住宅の建築年月日及び構造、規模が証明できる書類の写し、又は耐震性を有することが確認できる書類の写し
- リフォームに係る見積書及び工事費用内訳が記載された書類等の写し
- リフォーム部分の施工前の写真
- リフォームを行う住宅の位置図
- 委任状（第2号様式）※代理申請の場合のみ
- リフォーム事業者が市内に事業所を有することを示す書類（見積書等で確認できる場合は不要）
- その他必要書類（借家の場合は、家主の承諾書等）

交付決定

工事内容等に変更が生じた場合

変更等申請

受付・審査

【変更等申請に必要な書類】

- 交付変更等申請書（第5号様式）
- 変更後のリフォームに係る見積書の写し
- 変更後のリフォーム部分の施工前の写真
- その他必要書類

変更等承認

工事着手

※ 工事完了後、速やかに提出

実績報告

受振付込・手審査・継続

※ 1 か月程度

【実績報告に必要な書類】

- 実績報告書（第8号様式）
- 請負契約書の写し、請書の写し、又は工事証明書
- リフォームに係る請求書、又は領収書の写し
- リフォーム部分の施工中及び施工後の写真
- 補助金請求書（第10号様式）
- その他必要書類

【注意事項等】

- ★ 窓口、又はふくおか電子申請サービスでの申請が必要です。（郵送、メール等は受け付けしません）
- ★ 補助金の交付決定を受けた日以降に契約及び着手した工事のみが対象となりますので、必ず事前申請を行ってください。

補助金交付

申請先（お問合せ先）

久留米市 都市建設部 住宅政策課

〒830-8520 久留米市城南町15-3

TEL : 0942-30-9139 FAX : 0942-30-9743

E-mail : housing@city.kurume.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

（申請書類はホームページからダウンロードできます）

市ホームページ

